療機関（ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚等の提供を受け、作成者に当該ヒト受精胚等を移送する医療機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した説明書及びヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（記録の作成等）

第九条　法第十条第一項の規定による記録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により作成し、保存するものとする。

２　前項の記録が電磁的記録により作成され、保存される場合には、その記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３～４　［略］

５　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　作成に用いられたヒト受精胚等の種類及び入手先

三　作成に用いられたヒト受精胚等の提供者の同意に関する事項

四　［略］

６　［略］

［条を削る。］

機関（ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚の提供を受け、作成者に当該ヒト受精胚を移送する医療機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した書面及びヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（記録の作成等）

第九条　法第十条第一項の規定による記録は、文書、磁気テープその他の記録媒体により作成し、保存するものとする。

２　前項の記録が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により作成され、保存される場合には、その記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３～４　［同上］

５　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　［同上］

二　作成に用いられたヒト受精胚の入手先

三　作成に用いられたヒト受精胚の提供者の同意に関する事項

四　［同上］

６　［同上］

（電磁的記録媒体による手続）

第十三条　第一条第一項、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条、第八条第一項、第十条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定による書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第五による電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一の一中「書面」を「説明書」に改める。

様式第一の三中「書面」を「説明書」に改める。

様式第一の五を次のように改める。

様式第一の五（第５条第１項関係）

特定胚（ヒト胚核移植胚）作成届出書

年　　月　　日

文部科学大臣　　殿

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（ヒト胚核移植胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　　）
事務連絡先	名称
	電話番号　　（　　）
所在地	郵便番号（　　）
	電話番号　　（　　）
担当者氏名	電子メールアドレス
作成しようとする胚の種類	ヒト胚核移植胚
作成の目的	
作成の方法	
作成予定日	年　月　日～　年　月　日